

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日
請願の件名	<p>高鍋土木事務所存続に関する請願 (理由)</p> <p>高鍋土木事務所は、児湯郡の中心地に位置し、人口75,000人を有する東児湯5町を管轄し、これまで道路・治水をはじめとするインフラ整備や建築行政など、地域住民の生活や企業活動などに関わる重要な役割を担っております。また、延長32kmにもおよぶ日向灘に面した海岸線及び港湾の維持管理や、本県の大動脈である国道10号やJR日豊本線が縦断し、多くの主要県道などがアクセスするという優位な立地条件の下で、その機能が十分かつ機動的に発揮されています。</p> <p>さらに、災害発生時などには、高鍋町に所在する国土交通省宮崎河川事務所小丸川出張所や児湯農林振興局、児湯福祉事務所、児湯教育事務所、高鍋保健所などの国及び県の出先機関とも即時的・有機的な連携が図れる状況にあります。</p> <p>このようなことから、再編により高鍋土木事務所が廃止された場合には、児湯地域の振興や土木行政の拠点機能など影響は計り知れません。</p> <p>特に、災害時における迅速かつ的確な対応や、関係機関との円滑な連携などに困難が生じ、防災対策などにおいても多大な支障が生じることは明らかであります。</p> <p>また、東児湯地域発展への影響も大きく、撤退すれば安全・安心なまちづくりや地域の衰退につながるものと危惧しております。</p> <p>今後さらに行財政改革を進めるには、国・県・町が一体となった連携を築きながら、住民ニーズに対応しなければなりません。</p> <p>これらのことを踏まえ、高鍋土木事務所を宮崎県中央地域の土木行政の要として存続させていただきますよう、各種団体、地域住民の総意をもって請願いたします。</p>		
紹介議員	<p>凶師 博規</p>		
摘要			